

「働き方再設計支援事業・デジタルキャリア創出事業」業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

第3次大川市男女共同参画計画後期計画の基本目標Ⅳ「男女が共に参画する労働環境の推進」に位置付けている「働きがいがあり働きやすい職場環境づくり」、「女性の能力開発・活用についての啓発と新たな取組の推進」、「再就職に向けた支援の充実」を掲げており、雇用や就労の場でのデジタル活用による「女性の働きやすい環境づくり」を目指した事業所を積極的に展開している。今後も引き続き、地元事業所に男女共同参画・女性活躍の重要性を再認識いただくと共に、女性が働きたいと思える職場環境づくり・柔軟な働き方支援・女性活躍の推進が重要である。

そこで、テレワークによる柔軟な働き方の支援、地域での柔軟な働き方への理解促進と機運醸成、男女がともに働きたいと思える職場の増加、女性のデジタルスキルの向上、地域デジタル化の推進を目指すことを目的として、標記事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式で募集する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

- ①働き方再設計支援事業業務
- ②デジタルキャリア創出事業業務

(2) 業務の内容

別紙1「働き方再設計支援事業・デジタルキャリア創出事業業務 仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 予算

- ①2,585,000円
- ②2,255,000円

(上記①②いずれも地方税及び地方消費税の額を含む。)

3. 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式（書類審査のみ）により選定する。

4. スケジュール

- (1) 公募開始及び参加申込受付開始 令和8年5月 7日（木）
- (2) 参加申込締切 令和8年5月20日（水）
- (3) 質疑受付期間 令和8年5月 7日（木）～5月20日（水）
- (4) 質疑回答期限 令和8年5月25日（月）
- (5) 企画提案書等提出締切 令和8年6月 5日（金）
- (6) 審査結果通知 令和8年6月16日（火）

- |            |              |
|------------|--------------|
| (7) 審査結果公表 | 令和8年6月18日(木) |
| (8) 委託契約締結 | 令和8年6月下旬     |

## 5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 大川市及び他の地方公共団体から入札参加資格停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 大川市暴力団排除条例(平成22年条例第8号)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 提出期限までに参加申込書及び添付書類を全て提出するほか、提出後においても、大川市が必要に応じて請求する書類を提出できる者であること。

## 6. 参加申込手続き

- (1) 「5. 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、参加申込書【様式1】に会社概要及び業務実績のわかる資料(任意様式)を添付して提出すること。  
なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。
- (2) 提出方法  
電子メールにより提出すること。  
提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。提出期限を超えた場合は受付しないものとする。
- (3) 提出期間  
令和8年5月20日(水)午後5時必着
- (4) 提出先  
大川市役所 企画課 企画共創係  
okwkyoso\_k@city.okawa.lg.jp  
電話番号 0944-85-5553(直通)

## 7. 質疑受付・回答

- (1) 受付期間  
令和8年5月7日(木)から令和8年5月20日(木)午後5時まで  
質問の内容を簡潔にまとめ、【様式2】「質問書」に記入の上、電子メール(okwkyoso\_k@city.okawa.lg.jp)により提出すること。口頭又は電話等による質問については対応しない。電子メールのタイトルは「【質問事項】働き方再設計支援事業・デジタルキャリア創出事業業務(事業者名)」とすること。

(2) 回答日

令和8年5月25日(月)までに電子メールで参加申込者に回答する。

(口頭又は電話等による質問については対応しない。)

8. 提出書類等

働き方再設計支援事業・デジタルキャリア創出事業業務仕様書の業務内容を踏まえ、次の要領で以下必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書【様式3】

② 令和元年度以降に、地方自治体で男女共同参画に関する取組を行った実績1点

③ 地方自治体での男女共同参画推進に関する業績のある有識者の経歴書(任意様式)

④ 企画提案書(任意様式)

ア. 日本工業規格A4版縦とし、書式については特に定めのないものとする。(A3版による折込ページの挿入は可とする。) ページ数は、表紙、目次を除き20ページ以内(両面で1枚)とする。文字の大きさなど見やすさに留意すること。

イ. 表紙は、あて名を「大川市長 江藤 義行」とし、タイトルは、「働き方再設計支援事業・デジタルキャリア創出事業業務企画提案書」とすること。事業者名を記載すること。

⑤ 実施体制調書(任意様式)

⑥ 作業工程(スケジュール)表(任意様式)

⑦ 見積書(任意様式)

※見積合計金額は消費税等を含む額とし、内訳については消費税等を別途記載すること

⑧ 登記簿謄本のコピー

⑨ 大川市暴力団排除条例に基づく誓約兼同意書、役員名簿【様式5】

(2) 提出部数

各書類：原本1部、複写物8部

見積書(原本)の宛先は「大川市長 江藤 義行」とし、企画者の所在地、事業者名、代表者氏名を必ず記載し、代表者印を押印すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、持参以外の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について確認すること。

(4) 提出期限

令和8年6月5日(金)午後5時までとする。

なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

「6. 参加申込手続き」の「(4) 提出先」のとおり

## 9. 審査方法等

### (1) 審査体制

企画提案書の審査は、大川市職員で構成された働き方再設計支援事業・デジタルキャリア創出事業業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

### (2) 審査方法

選定委員会において、企画提案書等の書類で審査を行うものとする。なお、審査は、委員長を除く委員で行うものとする。

提出書類の内容を基に、選定委員会による審査を行い、合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、選定委員会にて総合的に判断して決定する。

### (3) 事業者の決定

上記の審査結果を踏まえ事業者を決定し、書面にて通知する。なお、審査結果についての問合せ及び異議申立てには応じない。

### (4) 審査項目及び審査基準等

別紙2のとおり。また、審査対象者が1者であって基準点以上（平均点が60点以上）の場合に限り受託候補者とする。

## 10. 契約の締結

審査結果において合計点数が最も高い受託候補者と協議を行い、随意契約の方法により委託契約を締結する。ただし、当該受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の企画提案書提出者と協議できるものとする。

## 11. 企画提案書の取扱い

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本実施要領に違反すると認められる場合

カ 2つ以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合（ただし、協力事業者等が複数の企画提案に含まれている場合はこの限りではない。）

キ その他、大川市があらかじめ指示した事項に違反した場合

ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、大川市が失格であると認めた場合

### (2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く）。

### (3) 費用負担

企画提案書の作成・提出等の参加に要する経費等は、企画提案書提出者の負担とする。

## 1 2. 辞退

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、参加辞退届【様式4】を速やかに次の方法で提出すること。

### (1) 提出方法

持参または郵送

### (2) 提出先

「6. 参加申込手続き」の「(4) 提出先」のとおり

## 1 3. その他留意事項

(1) 提出者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものと  
する。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書等は大川市情報公開条例（平成12年大川市条例第20号）にもとづく情報公開請求の対象となる。

## 1 4. 問合せ先

大川市役所 企画課 企画共創係

〒831-8601 福岡県大川市大字酒見256番地1

電話番号 0944-85-5553（直通） E-mail [okwkyoso\\_k@city.okawa.lg.jp](mailto:okwkyoso_k@city.okawa.lg.jp)

(別紙2)

審査項目	審査基準	配点
1 業務経歴	過去の同様な業務又は類似の実績があり、その取組内容は良好か。	20
2 監修する有識者の経歴	業務遂行にあたり十分な知識を有し、専門的な分析や助言が可能であるか。	20
3 業務内容 (的確性、支援内容や分析の専門性・独自性)	業務の目的及び内容について理解し、大川市の現況及び課題への理解は十分か。自社の強みを十分に活用し、業務支援等に対する提案について、専門性や独自性が高いか。	20
4 業務実施体制	業務遂行に十分な体制を確保し、発注者との連絡調整や迅速な対応が可能であるか。	10
5 作業工程 (スケジュール) 表	作業工程は業務を実施する上で適正なものとなっているか。	10
6 見積価格	価格は、業務の内容に見合った適正なものであるか。	20
合 計		100

※審査項目の1～5は委員によって採点し、配点10点の場合、優良：10点 優：8点 良：6点 可：2点 不可：0点 の5段階評価とし、配点に応じて係数を乗じて得点を算出する。

※審査項目6の見積価格の配点は事務局によって決定する。

評点は20点×{事業者中の最低見積金額/各事業者の見積金額} (小数点以下第1位は四捨五入) とする。